

<別紙>

調布市医師会指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援費一覧表・同意書

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、現在の市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

区分	項目	金額	要件
基本	居宅介護支援費	12,076 円/月	要介護 1 または 要介護 2
	居宅介護支援費	15,690 円/月	要介護 3 から 要介護 5
加算	初回加算	3,336 円/月	新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時、または要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合の計画策定時
	特定事業所加算 I	5,771 円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
	特定事業所加算 II	4,681 円/月	
	特定事業所加算 III	3,591 円/月	
	特定事業所加算 A	1,267 円/月	
	特定事業所医療介護連携加算	1,390 円/月	医師の診察に同席し、情報提供を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合
	入院時情報連携加算 I	2,780 円/月	入院後 3 日以内に病院職員に情報提供した場合
	入院時情報連携加算 II	2,224 円/月	入院後 7 日以内に病院職員に情報提供した場合
	退院・退所加算 (I) イ	5,004 円/月	病院との連携 1 回の場合
	退院・退所加算 (I) ロ	6,672 円/月	連携 1 回カンファレンス有り
	退院・退所加算 (II) イ	6,672 円/月	連携 2 回カンファレンス無し
	退院・退所加算 (II) ロ	8,340 円/月	連携 2 回カンファレンス有り
	退院・退所加算 (III)	10,008 円/月	連携 3 回カンファレンス有り

通院時情報連携加算	556 円/月	医師の診察に同席し、情報提供を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,448 円/回	利用者又は家族の同意を得た上で、ターミナル期に頻回な訪問を行い、情報を記録し、サービス事業者へ提供した場合
緊急時居宅カンファレンス加算	2,224 円/回	病院又は診療所職員の求めにより、当該職員と利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス等の利用調整を行った場合

2021 年 9 月 1 日改定

2021 年 9 月 1 日施行

2024 年 4 月 1 日施行

上記の内容について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【利用者】

住所 東京都調布市

氏名 _____ (印)

【代理人】

住所

氏名 _____ (印)

(利用者との関係:)